

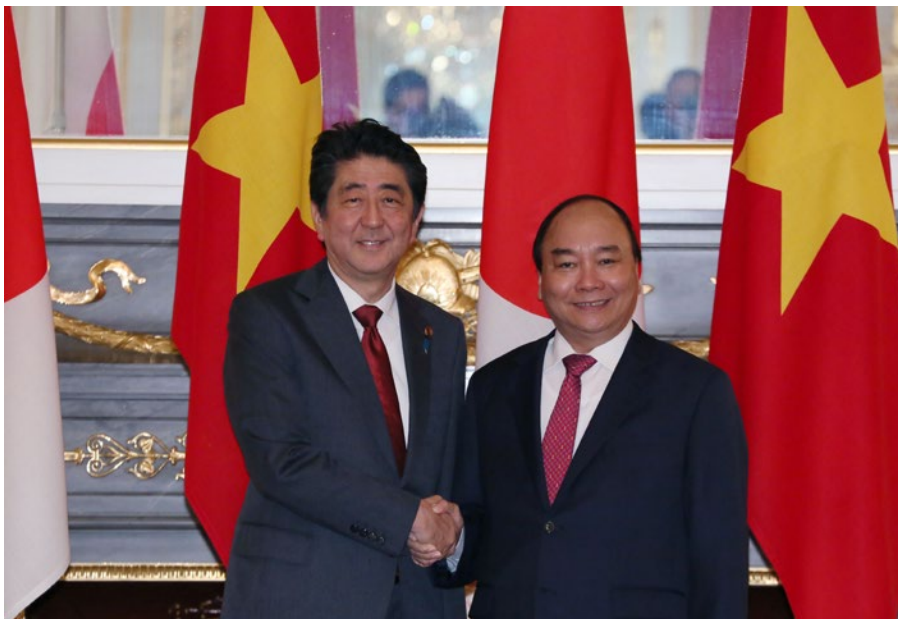
## 第2章 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持

前章で紹介したとおり、「自由で開かれたインド太平洋戦略」は、法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序が国際社会の安定と繁栄の礎との考えに基づいています。法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を実現するためには、安倍総理大臣が提唱した「海における法の支配三原則」、すなわち、①国家は国際法に基づいて主張をなすべき、②主張を通すために力や威圧を用いない、③紛争解決には平和的收拾を徹底すべき、という原則を徹底する必要があります。インド太平洋地域において法の支配が普及し、定着していくために、日本は、海上保安能力構築支援や法制度整備支援を通じた法の支配の強化に貢献しています。

### 第1節 海上保安能力構築支援等

海における法の支配を徹底し、航行の自由および海上安全を確保することは、主要な物資やエネルギーを海上輸送に依存する日本にとって重要であるのみならず、国際社会全体の平和、安定および繁栄の促進のために必要です。インド太平洋地域においてシーレーン沿岸国の海上法執行機関等の能力を強化し、国際社会の発展にとって必要となる海上交通の安全を確保するために、日本は、各国の海上保安機関に巡視船艇や機材の供与を行うとともに、その職員を日本に招聘したり、海上交通等の専門的な知識を有する専門家を各国に派遣し、海上法執行能力の向上支援の強化に取り組んでいます。

たとえば、ベトナムに対しては、これまでに中古船舶7隻や海上保安機材の供与を行うとともに、2017年6月、グエン・スアン・フック・ベトナム首相が訪日した際には、ベトナム海上警察が運用する巡視船6隻を円借款で整備することを決定しました。フィリピンについては、同国の沿岸警備隊に巡視船10隻および大型巡視船2隻や小型高速艇や海上保安機材の供与を順次実施するとともに、海上法執行実務の能力強化支援等の技術協力を実施しています。マレーシアについては、同国の海上法令執行庁に対し中古巡視船の整備に必要な海上保安機材の供与を実施するとともに、長期専門家の派遣や教育訓練制度改善支援を実施して



2017年6月、訪日したグエン・スアン・フック・ベトナム首相と握手を交わす安倍総理大臣。  
(写真提供：内閣広報室)

います。インドネシアに対しても、巡視艇3隻の供与や海上交通保安能力向上のための長期専門家の派遣を実施しており、2017年10月に、2018年度以降も海上保安機関の能力向上のための研修を実施していくことを決定しました。また、海上犯罪取締り等の課題別研修を毎年実施しています。

東南アジアのみならず、約1,300kmの海岸線を有し、東アジアと中東・アフリカ地域を結ぶシーレーン

の要衝に位置するスリランカに対しても、2016年に同国の沿岸警備庁に2隻の巡視艇を供与することを決定しました。同様に、海賊による被害が相次いだソマリア沖・アデン湾に面するジブチの沿岸警備隊に対しても巡視艇2隻を供与するとともに、沿岸警備隊の人材育成と組織強化のための技術協力を実施し、沿岸の安全と社会経済活動の確保に貢献しています。

日本はこうした海上法執行能力の構築支援を引き続き積極的に行っていく考えであり、2017年8月に実施した日米安全保障協議委員会（「2+2」）の機会に、インド太平洋地域の沿岸国の海洋安全保障能力分野の能力構築支援等のために今後3年間で約5億ドルの支援を行っていくことを表明しました。こうした方針の下、同年11月の東アジアサミットでは、「テロに屈しない強靱なアジア」に向けて、フィリピン南部およびスルー・セレベス海の治安改善のため包括的なア



2017年8月、米国ワシントンDCにおいて、日米安全保障協議委員会（日米「2+2」）が開催され、握手をする河野太郎外務大臣と小野寺五典防衛大臣、レックス・ティラソン國務長官とジェームズ・マティス国防長官。

プローチとして2年間で150億円規模の支援を着実に実施することを表明しました。このような支援表明に基づき、今後も同分野への支援を進めていきます。

## 第2節 法整備支援

国際社会における法の支配の強化を進めていく上では、法制度の整備が未だ不十分な開発途上国において、立法や制度整備およびその理解と定着に向けた取組に対する支援を通じて、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するとともに、持続的成長のために不可欠な基盤作りを支援することも重要です。

開発途上国において、その経済成長や人権の保障、貧困削減といった目標を達成し、人々が安心して豊かに暮らせるようにするためには、力による支配が横行することなく、国民の意思を反映した合理的なルールが、公平かつ適正に執行・管理・運用されることを確保しなければなりません。日本は、明治維新以来、欧米の法・司法制度を日本の文化や風土、既存の制度と調和させながら取り入れてきた経験を活かして、それぞれの開発途上国のニーズや課題に合わせた法制度・司法制度の整備・改善に向けた支援に取り組んでいます。

日本は、2013年5月に改訂された「法制度整備支援に関する政府基本方針」に基づき、アジアの8か国（インドネシア、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、ラオス、ウズベキスタン、バングラデシュ）を重点対象国として、各国で息の長い法制度整備支援を展開しています。たとえば、カンボジアでは、内戦終結後、人材不足のため自力で法制度の整備ができない状況だった中、同国の民法および民事訴訟

法をはじめとする法令が整備され、適切に運用されることを目指し、1999年から法令起草支援のほか、法曹人材育成や普及活動を支援し、約20の民事関連法令の成立に寄与しました。法の支配を通じた民主主義の定着には一定時間がかかることから、成立した法令が正しく運用・定着して、国民の権利が保障されるよう、継続的に支援に取り組んでいます。

また、アフリカ諸国に対しても、コートジボワールに司法アドバイザーを派遣し、市民へ法情報の提供を行うコールセンターの設置や、同国を含む西アフリカ周辺8か国の刑事司法関係者を対象に、同国において刑事司法研修を実施するなどの支援を行っています。

日本が法制度整備支援を含むガバナンスの分野において行ってきた支援の額は、2005年から2014年までの10年間で、約27億ドルに上ります。今後も、基礎法の整備や運用支援、法執行機関や法曹の能力強化支援などに加えて、知的財産法制度の整備運用支援等を通じた投資環境の整備も積極的に進め、相手国の自由な社会経済活動や社会の安定に資する法制度の確立に寄与するのみならず、日本企業をはじめとする各国企業が現地で事業を展開するためのビジネス環境を整備することで、国際社会の安定と繁栄のために取り組んでいきます。